平成２８年（フ）第６１号
沖縄県沖縄市照屋１丁目16番２号　宮里アパート301号室
債務者　仲松まさみ（旧姓喜屋武）
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第６３１号
神奈川県大和市上草柳185番地13　アーデル・ヴィラ102
債務者　伊藤　昌之
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０４３号
横浜市金沢区瀬戸５番３―1012号　小池方
債務者　押山　正文
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１９１号
福岡市博多区須崎町４番22号
破産者　お酒菜こみ田屋こと　小見田保之
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９２号
福岡市博多区須崎町４番22号
破産者　小見田志穂
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２２３号
福岡市西区周船寺２丁目12―23　グランドハイム502号、住民票上の住所福岡市中央区港１丁目４番16―101号
破産者　守山佑典こと　守山　範行
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２２４号
福岡市西区周船寺２丁目12番23―502号
破産者　川口　美保
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２３７号
福岡市東区名島２丁目27番５―102号
破産者　大楠　宏一
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２７２号
福岡市東区多の津４丁目18番28号
破産者　千場　和幸
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２７３号
福岡市東区多の津４丁目18番28号
破産者　千場紀美子
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３１９号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木828番地　Ｍｅｒｖｅｉｌｌｅ・ＣＹ―ＭＡ502号、前住所福岡県糟屋郡須恵町大字植木561番地１　グレース須恵Ａ102号
破産者　楠　　甲介
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３５号
福岡市博多区住吉４丁目４番21―804号
破産者　谷川　成彦
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２０８１号
札幌市東区東苗穂１条３丁目４番５―403号
破産者　内海　敦子
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１１号
札幌市東区本町２条３丁目５番46号　サパーハウス雅406号
破産者　北村　晴男
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３６号
札幌市厚別区厚別東３条３丁目14番20号　第５佐藤マンション105号
破産者　佐々木弘美
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９６号
仙台市泉区南中山２丁目４番地の７
破産者　佐藤　幸夫
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係